

## 別添 2 機械設備工事費算定基準

### 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 この基準は、要領第 10 条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

### 第 2 章 数 量 計 算

(数量計算書)

第 2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物要領別添 2 非木造建物数量計測基準に準じて算出するものとする。

#### 一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

#### 二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

#### 三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

2 計算数値の取扱いは、仕様書第 39 条第 2 項第二号の規定により、各種目ごとの計算過程においては、小数点以下第 3 位(小数点以下第 4 位切捨)まで求めるものとする。

3 補償金算定表に計上する数値は、仕様書第 40 条第二号の規定により、小数点以下第 2 位(小数点以下第 3 位四捨五入)で計上するものとする。

### 第3章 単価及び見積

(見積書等)

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行)」、  
「積算資料〔(財)経済調査会発行)」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単  
価又は専門メーカー等の資料価格(カタログ価格等)及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

#### 一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなけ  
れば算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、  
その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販され  
ている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

| 区 分              | 新品価格が公刊<br>物等に掲載され<br>ている機器等                                   | 新品価格が公刊<br>物等に掲載され<br>ていない機器等                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 機器等購入費           | 建設物価、カタ<br>ログ等の価格                                              | 見積徴収                                                                               |
| 再築費に関する<br>直接工事費 | 歩掛積算                                                           | 歩掛積算                                                                               |
| 復元費に関する<br>直接工事費 | 歩掛積算                                                           | 歩掛積算                                                                               |
| 摘 要<br>(機械分類)    | 電動工具<br>溶 接 機<br>ポン プ<br>空調機械<br>空圧機器<br>送 風 機<br>等の<br>小型汎用機械 | 工作機械<br>包装機械<br>荷役機械<br>鍛圧機械<br>木工機械<br>油圧機械<br>貯 槽 類<br>搬送機械<br>等で質量が<br>10t以下の機械 |

#### 二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

イ 原則として被補償者又はその利害関係人であって、適正な見積を徴することの妨げとなる者  
から、見積を徴してはならない。

ロ 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼

先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

### 三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- イ 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- ロ 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲（特に機械基礎、配管等との関係等）、仕様、同時発注台数など見積条件を明示するものとする。
- ハ 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- ニ 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式集様式第45号による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

### 四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

- イ 宛名（見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。）
- ロ 見積書に記載された機器等の名称、規格（型式、質量）、製造メーカー名及び機能
- ハ 新品機器等の購入費（一般管理費等を含む販売価格。）
- ニ 総合試運転費
- ホ 中古品売却価格
- ヘ 特別管理産業廃棄物（廃油、廃PCB等）等の処分費
- ト その他雑費（材料費、仮設費等。）
- チ 消費税等
- リ 機器等1台当たりの質量(t)
- ヌ 移転工期
- ル その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

### 五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

- イ 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由
- ロ 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由
- ハ 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

## 第 4 章 工 数 歩 掛 等

### (工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準（(財)建築コスト管理システム研究所発行）
- 二 建設工事標準歩掛（(財)建設物価調査会発行）
- 三 工事歩掛要覧（(財)経済調査会発行）
- 四 下水道用設計標準歩掛表（（公社）日本下水道協会発行）
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

### (据付工数)

第5 機器等の据付に要する工数は、様式集様式第43号による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

#### 一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。ただし、質量が10tを超える場合などで、この工数歩掛により難しい場合及びキュービクル式受変電設備については、本基準第4により算定するものとする。

| 機械区分 |         | 工数歩掛           | 判断基準                                                                                                                                                                                                 |
|------|---------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1類  | 簡易な機器等  | $2.4X^{0.776}$ | <ul style="list-style-type: none"> <li>○構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械</li> <li>○可搬式、床置き、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの</li> <li>○通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの</li> <li>○他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの</li> </ul>                   |
| 第2類  | 一般汎用機器等 | $4.8X^{0.776}$ | <ul style="list-style-type: none"> <li>○構造が複雑で、運動部分を有する単体機械</li> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> </ul>                                                              |
| 第3類  | 貯槽類等    | $4.8X$         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの</li> <li>○構造が比較的簡単で、運動部分が少ないもの</li> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○レベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> <li>○他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの</li> </ul> |

|     |          |      |                                                                                                     |
|-----|----------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4類 | 搬送・荷役機器等 | 7.5X | ○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの<br>○構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの<br>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの<br>○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの |
|-----|----------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t)（2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。）とする。

注2 この工数には、機械基礎のアンカー溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

## 二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

（補正据付工数＝据付工数×（1＋補正率））

| 作業区分 |              | 補正率 | 判断基準                                                                                |
|------|--------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 危険作業 | 高所又は地下における作業 | 0.1 | ○地表又は各階床面より5m以上の場所<br>○地下2m以上の場所                                                    |
|      | 悪環境における作業    | 0.2 | ○毒性ガスの発生する恐れのある場所<br>○危険物、毒劇物を保管している場所<br>○施工の作業性の悪い場所<br>（人力作業に限定される場所や傾斜地等）       |
| 錯綜場所 | 錯綜する場所における作業 | 0.3 | ○機器回り、管廊等で特に錯綜する場所<br>（ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等が存する場合） |

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するものとする。

## 三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

（撤去工数）

第6 機器等の撤去到要する工数は、様式集様式第43号による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

### 撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

（撤去工数＝据付工数×撤去費率）

なお、第5二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第5二で定める式により補正するものとする。

| 区 分                        | 撤去費率     |
|----------------------------|----------|
| 復元する場合<br>(又は中古品として処分する場合) | 据付工数の60% |
| 再築する場合                     | 据付工数の40% |

注1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等の中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

#### (運搬台数)

第7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式集様式第44号による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 機器等の形状・寸法等：機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二 機器等の面積：機器等の形状・寸法から面積を算出する。
- 三 質量基準運搬台数：機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。
- 四 面積基準運搬台数：機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。
- 五 認定運搬台数：質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。

## 第 5 章 算 定

(算定内訳書)

第 8 工事費の算定は、様式集様式第 38 号の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式集様式第 39 号、様式集様式第 40 号及び様式集様式第 41 号による機械設備算定内訳書及び様式集様式第 42 号による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

(据付費)

第 9 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする

### 一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（据付労務費＝据付工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

### 二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

(撤去費)

第 10 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

### 一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（撤去労務費＝撤去工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

### 二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定する。

### 三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げにより算定する。

2 撤去費の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、別記 8 石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

(機械基礎費)

第 11 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定するものとする。

(運搬費)

第12 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

( 運搬費＝認定運搬台数×運搬単価 )

認定運搬台数は、第7(運搬台数)により算出した台数とし、運搬単価は、第2(数量計算書)により選定した積載質量(t)のトラック運搬費とする。

一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

(直接経費)

第13 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間(時間)運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

( 機械経費＝据付労務費×機械経費率 + 撤去労務費×機械経費率 )

機械経費率は、2%とする。

(補修費等)

第14 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でないと認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

( 補修費等＝据付労務費×補修費率 + 撤去労務費×補修費率 )

補修費率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

(材料その他)

第15 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

(共通仮設費)

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表－2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

( 共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率 )

なお、別表－2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

(据付間接費)

第17 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、交際費及び法定福利費等をいい、次の式により算定するものとする。

( 据付間接費＝据付労務費中の設備機械工据付労務費×据付間接費率 )

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。

(諸経費)

第18 諸経費は、別表－3 諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

( 現場管理費 ＝純工事費×現場管理費率 )

( 一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率 )

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

(機器等購入費)

第19 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

(売却価格)

第20 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ（発生材） 価格

イ 鉄くず

機器等：機器質量×鉄屑スクラップ価格（円/ t）

その他構造物（鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く）：

設計質量×80%×鉄屑スクラップ価格（円/ t）

ロ 銅くず

銅铸件単体類：機器質量×銅屑スクラップ価格（円/kg）

銅管、銅線類：設計質量×80%×銅屑スクラップ価格（円/kg）

なお、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費（被覆物の処理に要する費用）を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

（廃材処分費）

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

2 廃材処分費の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、別記8 石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

（申請手数料・検査料等）

第22 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料等は、必要に応じて個別に算定するものとする。

（リース機械）

第23 リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容（リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等）に応じて個別に算定するものとする。

別 表 1  
機械設備標準耐用年数表

| 区分                                                                                                    | 年数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 食料品製造業用設備                                                                                           | 29 |
| 2 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備                                                                                    | 29 |
| 3 繊維工業用設備                                                                                             |    |
| 炭素繊維製造設備                                                                                              |    |
| 黒鉛化炉                                                                                                  | 9  |
| その他の設備                                                                                                | 20 |
| その他の設備                                                                                                | 20 |
| 4 木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備                                                                               | 23 |
| 5 家具又は装備品製造業用設備                                                                                       | 32 |
| 6 パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備                                                                                   | 35 |
| 7 印刷業又は印刷関連業用設備                                                                                       |    |
| デジタル印刷システム設備                                                                                          | 12 |
| 製本業用設備                                                                                                | 20 |
| 新聞業用設備                                                                                                |    |
| モノタイプ、写真又は通信設備                                                                                        | 9  |
| その他の設備                                                                                                | 29 |
| その他の設備                                                                                                | 29 |
| 8 化学工業用設備                                                                                             |    |
| 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備                                                                           | 14 |
| 塩化りん製造設備                                                                                              | 12 |
| 活性炭製造設備                                                                                               | 14 |
| ゼラチン又はにかわ製造設備                                                                                         | 14 |
| 半導体用フォトリソグラフ製造設備                                                                                      | 14 |
| フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備                                                                    | 14 |
| その他の設備                                                                                                | 23 |
| 9 石油製品又は石炭製品製造業用設備                                                                                    | 20 |
| 10 プラスチック製品製造業用設備(他の区分に掲げるものを除く。)                                                                     | 23 |
| 11 ゴム製品製造業用設備                                                                                         | 26 |
| 12 なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備                                                                              | 26 |
| 13 窯業又は土石製品製造業用設備                                                                                     | 26 |
| 14 鉄鋼業用設備                                                                                             |    |
| 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備                                                                       | 14 |
| 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備                                                                   | 26 |
| その他の設備                                                                                                | 40 |
| 15 非鉄金属製造業用設備                                                                                         |    |
| 核燃料物質加工設備                                                                                             | 32 |
| その他の設備                                                                                                | 20 |
| 16 金属製品製造業用設備                                                                                         |    |
| 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備                                                                      | 17 |
| その他の設備                                                                                                | 29 |
| 17 はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置の組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(区分20及び区分22に掲げるものを除く。) | 35 |
| 18 生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次区分及び区分21に掲げるものを除く。)                                              |    |
| 金属加工機械製造設備                                                                                            | 26 |
| その他の設備                                                                                                | 35 |
| 19 業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(区分17、区分21及び区分23に掲げるものを除く。)   | 20 |
| 20 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備                                                                              |    |
| 光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備                                                                           | 17 |
| プリント配線基板製造設備                                                                                          | 17 |
| フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備                                                                      | 14 |
| その他の設備                                                                                                | 23 |
| 21 電気機械器具製造業用設備                                                                                       | 20 |
| 22 情報通信機械器具製造業用設備                                                                                     | 23 |
| 23 輸送用機械器具製造業用設備                                                                                      | 26 |
| 24 その他の製造業用設備                                                                                         | 26 |
| 25 農業用設備                                                                                              | 19 |
| 26 林業用設備                                                                                              | 14 |
| 27 漁業用設備(次区分に掲げるものを除く。)                                                                               | 14 |

| 区分                                     | 年数 |
|----------------------------------------|----|
| 28 水産養殖業用設備                            | 14 |
| 29 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備                    |    |
| 石油又は天然ガス鉱業用設備                          |    |
| 坑井設備                                   | 8  |
| 掘さく設備                                  | 17 |
| その他の設備                                 | 33 |
| その他の設備                                 | 17 |
| 30 電気業用設備                              |    |
| 電気業用水力発電設備                             | 58 |
| その他の水力発電設備                             | 53 |
| 汽力発電設備                                 | 40 |
| 内燃力又はガスタービン発電設備                        | 40 |
| 送電又は電気業用変電若しくは配電設備                     |    |
| 需要者用計器                                 | 40 |
| 柱上変圧器                                  | 48 |
| その他の設備                                 | 58 |
| 鉄道又は軌道業用変電設備                           | 40 |
| その他の設備                                 |    |
| 主として金属製のもの                             | 45 |
| その他のもの                                 | 21 |
| 31 ガス業用設備                              |    |
| 製造用設備                                  | 26 |
| 供給用設備                                  |    |
| 鋳鉄製導管                                  | 58 |
| 鋳鉄製導管以外の導管                             | 34 |
| 需要者用計量器                                | 34 |
| その他の設備                                 | 40 |
| その他の設備                                 |    |
| 主として金属製のもの                             | 45 |
| その他のもの                                 | 21 |
| 32 熱供給業用設備                             | 45 |
| 33 水道業用設備                              | 48 |
| 34 通信業用設備                              | 25 |
| 35 放送業用設備                              | 17 |
| 36 鉄道業用設備                              |    |
| 自動改札装置                                 | 14 |
| その他の設備                                 | 33 |
| 37 倉庫業用設備                              | 33 |
| 38 飲食料品卸売業用設備                          | 29 |
| 39 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備                |    |
| 石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)               | 37 |
| その他の設備                                 | 23 |
| 40 飲食料品小売業用設備                          | 26 |
| 41 その他の小売業用設備                          |    |
| ガソリン又は液化石油ガススタンド設備                     | 23 |
| その他の設備                                 |    |
| 主として金属製のもの                             | 49 |
| その他のもの                                 | 23 |
| 42 宿泊業用設備                              | 28 |
| 43 飲食店業用設備                             | 22 |
| 44 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備                 | 36 |
| 45 その他の生活関連サービス業用設備                    | 17 |
| 46 娯楽業用設備                              |    |
| 遊園地用設備                                 | 19 |
| ボウリング場用設備                              | 36 |
| その他の設備                                 |    |
| 主として金属製のもの                             | 47 |
| その他のもの                                 | 22 |
| 47 教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備            |    |
| 教習用運転シミュレータ設備                          | 14 |
| その他の設備                                 |    |
| 主として金属製のもの                             | 47 |
| その他のもの                                 | 22 |
| 48 自動車整備業用設備                           | 41 |
| 49 その他のサービス業用設備                        | 33 |
| 50 前掲及び後掲の機械設備以外のもの並びに前掲及び後掲の区分によらないもの |    |
| 機械式駐車設備                                | 28 |
| その他の設備                                 |    |
| 主として金属製のもの                             | 47 |
| その他のもの                                 | 22 |
| 51 キュービクル式受変電設備                        | 28 |

別表－２

○ 共通仮設費率；下表の直接工事費に対応した率とする。

共通仮設費率表（機械設備）

| 直接工事費<br>(百万円) | 共通仮設費率<br>( % ) | 直接工事費<br>(百万円) | 共通仮設費率<br>( % ) |
|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 3 以下           | 12.88           | 50 をこえ 55 以下   | 6.67            |
| 3 をこえ 4 以下     | 12.36           | 55 をこえ 60 以下   | 6.51            |
| 4 をこえ 6 以下     | 11.22           | 60 をこえ 70 以下   | 6.42            |
| 6 をこえ 8 以下     | 10.25           | 70 をこえ 80 以下   | 6.21            |
| 8 をこえ 10 以下    | 9.58            | 80 をこえ 90 以下   | 6.02            |
| 10 をこえ 12 以下   | 9.27            | 90 をこえ 100 以下  | 5.87            |
| 12 をこえ 14 以下   | 8.89            | 100 をこえ 120 以下 | 5.68            |
| 14 をこえ 16 以下   | 8.64            | 120 をこえ 140 以下 | 5.51            |
| 16 をこえ 18 以下   | 8.39            | 140 をこえ 160 以下 | 5.38            |
| 18 をこえ 20 以下   | 8.21            | 160 をこえ 180 以下 | 5.22            |
| 20 をこえ 22 以下   | 8.00            | 180 をこえ 200 以下 | 5.10            |
| 22 をこえ 24 以下   | 7.88            | 200 をこえ 300 以下 | 4.90            |
| 24 をこえ 26 以下   | 7.76            | 300 をこえ 400 以下 | 4.54            |
| 26 をこえ 28 以下   | 7.61            | 400 をこえ 500 以下 | 4.27            |
| 28 をこえ 30 以下   | 7.50            | 500 をこえるもの     | 4.13            |
| 30 をこえ 35 以下   | 7.39            |                |                 |
| 35 をこえ 40 以下   | 7.12            |                |                 |
| 40 をこえ 45 以下   | 6.95            |                |                 |
| 45 をこえ 50 以下   | 6.81            |                |                 |

注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

② 本表の率を適用する直接工事費は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。

③ 本表の共通仮設費率に含まれる費目とその内容は、以下のとおり。

|       |                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運 搬 費 | 現場内における敷地内倉庫又は仮置場から据付現場までの運搬に要する費用<br>a. 機器及び材料の運搬<br>b. 仮設材料の運搬                                                                       |
| 準 備 費 | 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用<br>完成時の清掃及び跡片付け費用                                                                                              |
| 安 全 費 | 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用<br>不稼働日の保安要員等の費用<br>安全用品等の費用<br>安全委員会等に要する費用<br>標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 |

別表－３

- 現場管理費率；純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に対応した率とする。  
 ○ 一般管理費等率；工事原価（純工事費＋据付間接費＋現場管理費）に対応した率とする。

諸経费率表（機械設備）

| 純工事費<br>(百万円)                                | 現場管理費率<br>(%) | 工事原価<br>(百万円)                                        | 一般管理費等率<br>(%) |
|----------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------|----------------|
| 3 以下                                         | 30.01         |                                                      |                |
| 3 をこえ 4 以下                                   | 29.79         | 5 以下                                                 | 16.03          |
| 4 をこえ 6 以下                                   | 29.29         | 5 をこえ 6 以下                                           | 15.96          |
| 6 をこえ 8 以下                                   | 28.83         | 6 をこえ 8 以下                                           | 15.80          |
| 8 をこえ 10 以下                                  | 28.49         | 8 をこえ 10 以下                                          | 15.63          |
| 10 をこえ 12 以下                                 | 28.22         | 10 をこえ 12 以下                                         | 15.50          |
| 12 をこえ 14 以下                                 | 27.99         | 12 をこえ 14 以下                                         | 15.39          |
| 14 をこえ 16 以下                                 | 27.80         | 14 をこえ 16 以下                                         | 15.29          |
| 16 をこえ 18 以下                                 | 27.64         | 16 をこえ 18 以下                                         | 15.21          |
| 18 をこえ 20 以下                                 | 27.49         | 18 をこえ 20 以下                                         | 15.13          |
| 20 をこえ 22 以下                                 | 27.36         | 20 をこえ 22 以下                                         | 15.07          |
| 22 をこえ 24 以下                                 | 27.25         | 22 をこえ 24 以下                                         | 15.01          |
| 24 をこえ 26 以下                                 | 27.14         | 24 をこえ 26 以下                                         | 14.95          |
| 26 をこえ 28 以下                                 | 27.04         | 26 をこえ 28 以下                                         | 14.90          |
| 28 をこえ 30 以下                                 | 26.95         | 28 をこえ 30 以下                                         | 14.85          |
| 30 をこえ 35 以下                                 | 26.80         | 30 をこえ 35 以下                                         | 14.77          |
| 35 をこえ 40 以下                                 | 26.62         | 35 をこえ 40 以下                                         | 14.68          |
| 40 をこえ 45 以下                                 | 26.46         | 40 をこえ 45 以下                                         | 14.59          |
| 45 をこえ 50 以下                                 | 26.32         | 45 をこえ 50 以下                                         | 14.52          |
| 50 をこえ 55 以下                                 | 26.20         | 50 をこえ 55 以下                                         | 14.45          |
| 55 をこえ 60 以下                                 | 26.08         | 55 をこえ 60 以下                                         | 14.39          |
| 60 をこえ 70 以下                                 | 25.93         | 60 をこえ 70 以下                                         | 14.31          |
| 70 をこえ 80 以下                                 | 25.76         | 70 をこえ 80 以下                                         | 14.21          |
| 80 をこえ 90 以下                                 | 25.61         | 80 をこえ 90 以下                                         | 14.13          |
| 90 をこえ 100 以下                                | 25.47         | 90 をこえ 100 以下                                        | 14.06          |
| 100 をこえ 120 以下                               | 25.29         | 100 をこえ 120 以下                                       | 13.96          |
| 120 をこえ 140 以下                               | 25.09         | 120 をこえ 140 以下                                       | 13.84          |
| 140 をこえ 160 以下                               | 24.92         | 140 をこえ 160 以下                                       | 13.75          |
| 160 をこえ 180 以下                               | 24.78         | 160 をこえ 180 以下                                       | 13.67          |
| 180 をこえ 200 以下                               | 24.65         | 180 をこえ 200 以下                                       | 13.59          |
| 200 をこえ 300 以下                               | 24.47         | 200 をこえ 300 以下                                       | 13.49          |
| 300 をこえ 400 以下                               | 23.94         | 300 をこえ 400 以下                                       | 13.18          |
| 400 をこえ 500 以下                               | 23.66         | 400 をこえ 500 以下                                       | 13.01          |
| 500 をこえるもの                                   | 23.54         | 500 をこえるもの                                           | 12.94          |
| $Y = 60.95X^{-0.0475}$ Y：現場管理費率(%) X：純工事費(円) |               | $Y = -1.5434 \log X + 26.368$ Y：一般管理費等率(%) X：工事原価(円) |                |

注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

② 本表の率を適用する純工事費又は工事原価は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。